令和８年度　中川村空き家等活用促進事業補助金

地域の活性化を図るため、移住・定住の促進に資する空き家の改修及び除却等に要する経費に対し補助金を交付します。

【対象となる空き家等の主な要件】

◆中川村空き家バンクに登録され、3か月以上村ホームページで公開された物件	(1)・(2)・(3)
◆契約締結から一年以内のもの　※親族間（1親等以内）の契約は対象外	(2)・(3)
◆下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の接続要件を満たすもの	(3)
◆地域力維持のため、補助金の交付を受ける皆様へ自治会への加入をお願いしています	(2)・(3)

制度の概要

事業の種類等

(1) 空き家売却・貸出事業

空き家を譲渡又は貸し出すために要する次に掲げる事業に対して補助

①家財の整理及び清掃
②庭木の伐採

▹補助対象者　空き家の所有者（元所有者）
▹補助率等　1/2以内（上限30万円）

(2) 空き家除却事業

自らが定住するために空き家の除却等を行い、宅地を確保するための事業に対して補助

ただし、請負契約を村内事業者と締結している者に限る。

▹補助対象者　空き家を取得し取り壊す者
▹補助率等　1/3以内（上限100万円）

(3) 空き家改修事業

自らが定住するために実施する空き家の改修であって、次に掲げる事業に対して補助

①台所、風呂、トイレ改修
②下水道等への接続工事
③減築、同一敷地内の附属屋除却
④外構工事
⑤家財の整理及び清掃（条件あり）
⑥庭木の伐採（条件あり）

注：ふすま張替等の簡易修繕・備品購入は除く

▹補助対象者　空き家を取得した者
▹補助率等　1/2以内（上限60～120万円※）

※村内事業者請負時や特定地区内※での事業に対しては、上限額の特例があります。

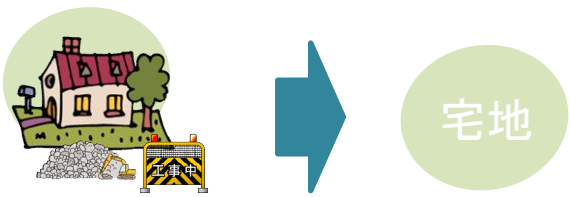
※特定地区：住民が主体となって定住促進のための活動を行っている地域をいいます。

事業のイメージ

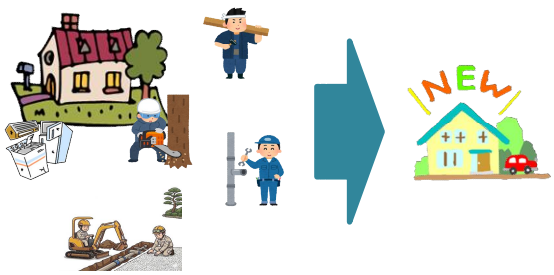
(1) 空き家売却・貸出事業



(2) 空き家除却事業



(3) 空き家改修事業



補助金の活用を検討される方は、
事前に中川村役場 地域政策課 土地政策係
（電話　0265-88-3017）にご相談ください。

〈申請ながれ〉

申請者	申請者	役場	申請者	申請者	役場	申請者	役場
役場へ相談	申請書提出	補助金交付決定	事業の実施	実績報告書提出	補助金確定	請求書提出	補助金支払い